

第百八十三回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 九 号

平成二十五年五月十日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 吉野 正芳君
 理事 泉原 保二君 理事 うへの賢一郎君
 理事 北川 知克君 理事 土屋 品子君
 理事 富岡 勉君 理事 篠原 孝君
 理事 河野 正美君 理事 齊藤 鉄夫君
 赤枝 恒雄君 穴見 陽一君
 井野 俊郎君 井林 辰憲君
 井上 貴博君 石川 昭政君
 岩田 和親君 小倉 將信君
 大久保三代君 小林 史明君
 齋藤 健君 助田 重義君
 藤原 崇君 生方 幸夫君
 吉田 泉君 小沢 鋭仁君
 阪口 直人君 江田 康幸君
 杉本かずみ君 中島 克仁君
 野間 健君

環境大臣 石原 伸晃君
 環境副大臣 田中 和徳君
 環境大臣政務官 齋藤 健君
 環境委員会専門員 仲川 勝裕君

本日の会議に付した案件

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第六一号)

○吉野委員長

これより会議を開きます。内閣提出、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、これにて質疑を終局いたしました。

○吉野委員長

この際、本案に対し、篠原孝君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。篠原孝君。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○篠原委員 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、今後のフロン類の使用の抑制及び排出の抑制を図る上で、関連する技術の研究開発の状況が踏まえることができるよう、政府が法律の規定について検討を加えるに当たっての勘案すべき事項として、フロン類代替物質の研究開発の状況などフロン類の使用の合理化や特定製品の使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加することとごさいませ。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○吉野委員長

以上で趣旨の説明は終わりました。○吉野委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、篠原孝君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○吉野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○吉野委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

○吉野委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、篠原孝君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。篠原孝君。

○篠原委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました。その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 フロン類の排出抑制の推進に当たっては、代替フロン等三ガスの排出を長期的にはほぼ廃絶することが望ましいとの展望に立ち、フロン類を使用しない技術への転換等による発生抑制、フロン類の回収が見込めない製品等のノンフロン化の促進等の措置及びフロン類使用製品を使用する場合の漏えい防止・回収破壊の徹底等を基本とした上で本法の適切な施行に取り組むこと。

二 代替フロン等三ガスの長期的な廃絶に向け、代替、削減、回収及び破壊についての段階的削減に向けた対策を講ずること。

三 ダストブロワー等すでに代替物質がありフロン類を使用する必要がない用途については、本法の施行を通じてフロン類の使用を期限を定めて規制していくこと。

四 冷媒転換については、機器メーカーがフロン技術を製品化していくよう政策支援を行うこと。なお、その際、機器の安全性、経済性、省エネ性能等にも留意すること。

五 フロン類の回収状況をより正確に把握するため、フロン類の種類別、用途別の生産量、出荷量等の必要となる情報、その算定方法などについて検討を加え、必要に応じその見直しを行うこと。

六 フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。

七 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が確実に行われるよう、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者、設備工事業者、建物解体業者、フロン類回収業者、整備事業者等の各主体に対し、関係各省及び地方自治体との連携

のもと、法制度の理解の浸透・周知徹底を図り、適切な指導、助言等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の製造事業者等の関係者による産業界の自主的な取組の促進を支援すること。

八 フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストプロofer等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○吉野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○吉野委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。石原環境大臣。

○石原国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、環境省として、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。

○吉野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉野委員長 次回は、来る十七日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いた

します。

午前十一時七分散会

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一条中「状況」の下に、「新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等」を加える。